第一章　総則

第一条中「行なう」を「行う」に、「品質の適正化と」を「安全性その他の品質及び」に、「もつて」を「もって」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条の見出しを「（登録の拒否）」に改め、同条第一項中「前条第三項の検査」を「前条第四項の審査」に、「場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる」を「と認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない」に改め、同項第一号中「申請書」を「提出された書類」に改め、同項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、同項第七号中「もとに」を「下に」に、「の事項」を「に掲げる事項」に、「いう。第十二条の二」を「いう。第二十六条」に、「含む。第十二条の二」を「含む。同条」に、「なつて」を「なって」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「もとに」を「下に」に、「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「の事項」を「に掲げる事項」に、「当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等」を「その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物」に、「なつて人畜」を「なって人」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「の事項」を「に掲げる事項」に、「当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。次号において同じ。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物」に、「なつて人畜」を「なって人」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

三　当該農薬の薬効がないと認められるとき。

第三条第一項に次の一号を加える。

十一　前各号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は水産動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

第三条第二項中「前項第四号から第七号まで」を「前項第六号から第九号まで」に改め、同条第三項を削り、同条を第四条とする。

第二条第一項ただし書中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、「第七条」を「第十六条」に改め、同条第二項中「次の」を「次に掲げる」に、「、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本」を「及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない。

第二条第二項第一号中「あつては」を「あっては」に、「以下」を「第十二号を除き、以下」に改め、同項第二号中「含有量」を「含有濃度（第十一号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項第三号中「あつては」を「あっては」に改め、同項第七号中「貯蔵上」を「農薬の貯蔵上」に改め、同項第八号中「製造場」を「農薬の製造場」に改め、同項第十号中「販売する場合にあつては」を「販売しようとする農薬については」に改め、同項に次の三号を加える。

十一　農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

十二　農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所並びに農薬原体の製造場の名称及び所在地

十三　農薬原体の主要な製造工程

第二条第三項を次のように改める。

3　第一項の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すべき資料の一部を省略することができる。

第二条中第六項を第八項とし、第五項を削り、同条第四項中「検査項目、検査方法その他前項の検査」を「第四項の審査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　農林水産大臣は、第一項の登録の申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、第二項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5　農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。

6　農林水産大臣は、第一項の登録の申請に係る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての第四項の審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

第二条に次の一項を加える。

9　農林水産大臣は、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録の申請に係る農薬を登録し、かつ、次に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

一　登録番号及び登録年月日

二　第二項第二号、第三号、第八号及び第十一号に掲げる事項

三　水質汚濁性農薬（第二十六条第二項に規定する水質汚濁性農薬をいう。第十六条第五号及び第二十条において同じ。）に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字

四　製造者又は輸入者の氏名及び住所

第二条を第三条とする。

第一条の三を削る。

第一条の二第一項中「ねずみ」の下に「、草」を、「殺虫剤」の下に「、除草剤」を加え、「をいう」を「（肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものをいう。

第一条の二を第二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章　登録

第五条の二第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条を第五条とする。

第六条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「又は第四号」を「、第四号」に、「の事項中」を「、第十二号又は第十三号に掲げる事項」に改め、「生じた日」の下に「（同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあっては、その変更後の製造工程により製造された農薬原体を原料とする農薬の製造若しくは加工又は輸入を開始した日）」を加え、「あつた」を「あった」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項中「届け出で」を「届け出て」に改め、同条第五項及び第六項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十一条中「第十五条の六」を「第三十八条」に改め、同条を第五十二条とする。